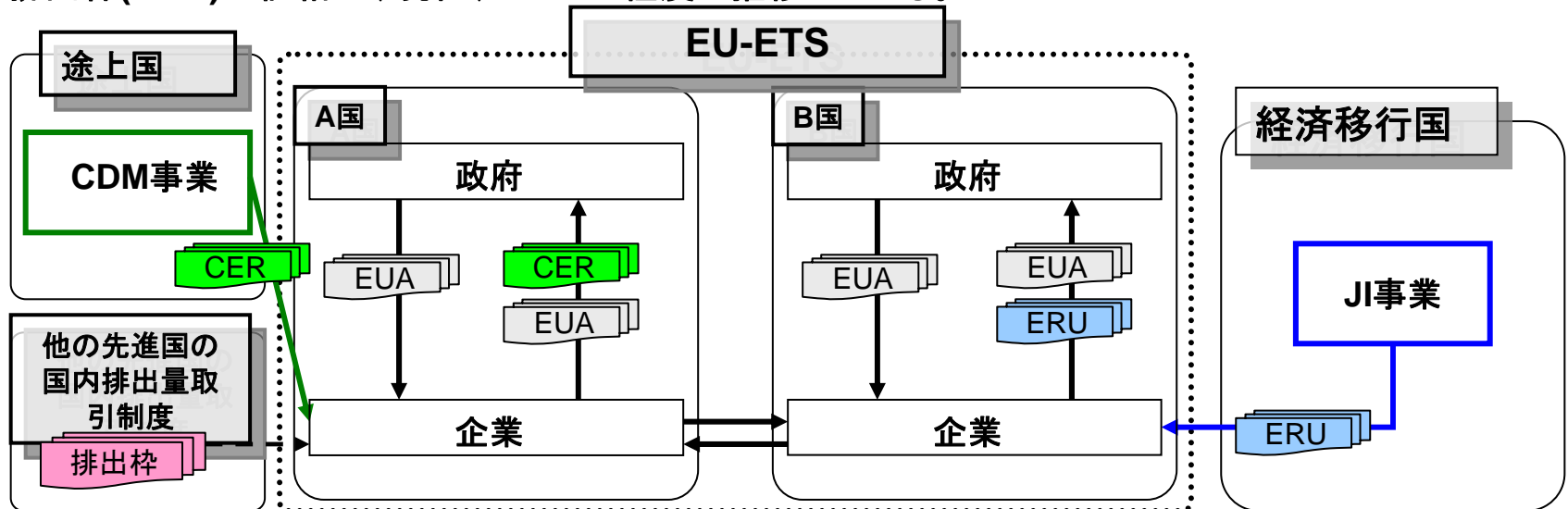


EU域内排出量取引制度(EU-ETS)の開始について

- EU域内での排出量取引制度が、2005年1月から開始された。EU加盟の25カ国が対象。
- 発電所、石油精製、製鉄、セメント、大型ボイラー等のエネルギー多消費施設(約12,000施設)を対象とし、EUのCO2排出量の約45%をカバー。日系企業も一部対象となっている。
- 各加盟国は、排出枠の国家配分計画(National Allocation Plan : NAP)を作成し、EU委員会の承認を受けた上で、対象施設に排出枠(EU-Allowance)を交付。各施設は各年終了後に、排出量と同量の排出枠を政府に提出しなければならない。この義務を果たすため、排出枠等を買ってくることもできる。
- 各施設はこの義務を果たすために、CDM/JIによるクレジット(CER,ERU)も使用できる。
- 不遵守時、2005～07年については、排出超過分について40ユーロ(約5,400円)/tCO2の課徴金を払う。
- 相互認証協定を結んだ場合には、他の先進国の国内排出量取引制度とのリンクも可能。ノルウェーの国内排出量取引制度とは既にリンクが決まっている。カナダ、スイス等についてもリンクが検討されている。
- 一部の国(イタリア、ギリシャ、チェコ及びポーランド)についてはまだNAPのEU委員会による承認がなされていないなど遅れも見られるが、全体としては制度は円滑に開始されている。
- 排出枠(EUA)の価格は、現在、7ユーロ程度で推移している。



*EUAとは、EUの初期割当量(AAU)に対応する形で発行される、EU-ETS内でのみ通用するEU通貨のようなもの